

『蘭領東インド外交文書集』(3) — 契約の分類 —

解題：大東敬典

翻訳：大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子

【 解 題 】

政治的契約

本稿は、『蘭領東インド外交文書集 (*Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum*)』(以下、Corpusと記す) から、バンテン、アンボイナ (アンボン)、セイロン、ペルシアに由来する4通のオランダ語文書を訳出し、同書の成り立ちについて若干の解説を加えるものである。

オランダ東インド会社(直訳は「連合東インド会社」、Verenigde Oostindische Compagnie, 1602-1799、以下、会社と記す)は、オランダ連邦議会(Staten-Generaal)から付与された特許状(octrooi)に基づき、会社の貿易活動に関する様々な「合意」をアジア各地の政治的支配者と結んだ。現地政権との合意は、多くの場合現地の言語でも文書化されたが、今日伝わる文書の大部分はオランダ語版(17~18世紀にオランダ語で文書化されたもの)である(以下、合意文書と記す)。Corpusは、そうしたオランダ語文書をおよそ1,200点収録し注釈を加えた全6巻からなる史料集であり、20世紀前半に、オランダの植民地権力の歴史的発展を研究する目的で、オランダ植民史の権威Jan Ernst Heeres (1858-1932)、Frederik Willem Stapel (1879-1957)によって公刊された¹。

Corpusは、オランダ東インド会社と進出先の各有力者との関係を明らかにする史料集として利用されてきた他、オランダの法学者フーゴー・グロティウス(Hugo Grotius, 1583-1645)の契約理論に関する研究において広く利用されてきた²。他方、Corpus自体に目を向けた研究は乏しく、同書の編纂意図や方針などについてはこれまでほとんど検討されてこなかった。

そこで改めてCorpusを眺めてみると、次の副題が付されていることに気が付く。すなわち、「東洋(het Oosten)においてオランダ人によって締結された政治的契約(politieke contracten)及び他の条約(verdragen)、また彼らに対して与えられた特権付与書(privilegiebrieven)などの集成」とある。これは明らかに表題の「蘭領東インド外交文書集」を具体的に言い換えたものであり、Corpusが「政治的契約」「条約」「特権付与書」などの文書を収録する史料集であ

¹ *Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum: verzameling van politieke contracten en verdere verdragen door de Nederlanders in het Oosten gesloten, van privilegebrieven aan hen verleend, enz.*, 6 vols. Vols. 1-2, ed. J. E. Heeres; Vols. 3-6, ed. F. W. Stapel (The Hague: Martinus Nijhoff, 1907-55).

² 大東敬典解題／大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子訳「『蘭領東インド外交文書集』(2) — オランダ東インド会社とグロティウス —」『東京大学史料編纂所研究紀要』第33号、2023年、8-23頁。

ると述べている。

しかしCorpus所収の各合意文書を見ると、17～18世紀に「契約 (contract)」と記された文書は多数収録されているが、「政治的契約」と記されたものは確認できない。また「特権付与書」についても、史料用語としては容易に見出すことのできない言葉である³。

実際のところ、Corpus収録文書は様々な名称を持つ。契約の他、条約・協定 (traktaat, verbintenis, verbond, verdrag)、合意 (akkoord, overeenkomst)、証書 (akte)、条項・条目 (artikelen, capitulatie, punten)、命令〔書〕 (bevelschrift, commandement, mandaat, order)、特許状 (octrooi) などである。

さらに、現地の言語からの借用語も見られる。代表的なものには、後述するファルマーン (*farmān*) とカウル (*qawl*) がある。ファルマーンはペルシア語で命令、勅令を指す。カウルは元々アラビア語で言葉、発言を意味し、ペルシア語の語彙に入って、約束、合意、契約などの意味も帯びるようになった⁴。

Corpusの編者は、こうした外来語を本来よりもやや限定的な意味で理解していたようである。編者は、ファルマーンを、君主自身が発給する命令書 (bevelschrift)、許可書 (pas)、認可書 (vrijbrief) の意味に限って認識しており、カウルは、約束 (belofte)、許可 (toesteming)、安全通行 (vrijgeleide)、恩赦 (amnestie) などを与えるため、高位権力が交付する文書を意味すると解説している⁵。

これらの事実は、Corpusの編者たちが「政治的契約」「特権付与書」という独自の範疇を作って、多様な呼称や意味合いを持つ会社の合意文書を理解しようと試みたことを示している。では、彼らは如何なる観点からそうした用語を作ったのだろうか。

Heeresの観点

ここではCorpus編纂の創始者Heeresの視点を検討したい。Corpusは主に「契約集 (Contract-boeken)」(以下、CBと記す) と呼ばれる文書史料に依拠する。CBは、会社の二大支部 (Kamer) であるアムステルダム支部とゼーラント支部、そしてバタフィア (現インドネシア・ジャカルタ) の総督府 (Hoge Regering) の3ヶ所に伝来する文書群に、それぞれ別の内容のものが伝わる。しかし、各CBについて研究が不足しており、これらの史料がいつ、どこで、誰によって、何のために作成されたのかよくわかっていない。現時点で言えることは、原本は会社期

³ 後述するオランダ東インド会社史料「契約集」には、「特権文書 (privilegie geschrift)」の語は見られる。*Corpus diplomaticum*, 1:xxiv.

⁴ カウルについては1点訂正しておきたい。本研究紀要の前々号において、筆者は、カウルはアラビア語で約束を意味すると述べたが、正しくはペルシア語においてである。

⁵ *Corpus diplomaticum*, 3:609, 610. 会社文書中の用語を集めて解説する *VOC-Glossarium* (Instituut voor Nederlandse Geschiedenis, 2000, <http://resources.huygens.knaw.nl/pdf/vocglossarium/VOC-Glossarium.pdf>) の “Caul” と “Firman” の項目でも、同様の説明が提示されている。ただし、この解説は、有名な英領インド日常英語辞典『ホブゾン・ジョブソン』に依拠しており (H. Yule and A. C. Burnell, *Hobson-Jobson: Being a Glossary of Anglo-Indian Colloquial Words and Phrases, and of Kindred Terms* (London: John Murray, 1903), 268-69, 354.)、その典拠の多くは英語文献である。今後オランダ語史料における用例の詳細な検討が求められる。

にバタフィア総督府の総務局 (generale secretarie) において作成され、その写しがアムステルダム支部とゼーラント支部に送られたということだけである⁶。

Heeresは3つのCBの内アムステルダムCBを主要典拠とし、ゼーラントCBを補完的に用いた。しかし当初より両史料に不足を感じており、他の会社文書や刊行史料にも素材を求めた⁷。バタフィアCBに関しては、Corpus第1巻刊行後に、バタフィアで調査を行う必要性を認識したものの、出版の遅延を懸念して限定的な調査に留めた⁸。バタフィアCBの本格的な調査及び活用は、彼の死後第3巻以降を刊行したStapelによって行われることになる。

では、Heeresは如何なる観点からアムステルダムCBやゼーラントCBを参照したのだろうか。これについてHeeres自身が、Corpus第1巻の前書きで、3つの編纂方針を述べている。

1つ目は、Corpusには「相互的性格を持つ本来の合意 (eigenlijke overeenkomsten van bilateralen aard)」だけでなく、「一方的性格 (unilateralen aard)」の合意も収録したことである。Heeresは、後者には2種類あるとする。すなわち、ファルマーン (fermans) をはじめとする、東洋の支配者たちがオランダ人に与えた「特権付与書」と、「占有宣言 (verklaringen van inbezitneming)」等、会社が特定の地域で行った表明を挙げる⁹。前者が会社の立場を「下」とする「一方的性格」なのに対し、後者は「上」とする「一方的性格」と言えるだろう。

2つ目は、「純粋に私法的性格を持つ契約 (contracten van zuiver-privaatrechtelijken aard)」は収録しなかったことである¹⁰。

そして3つ目は、ポルトガルやスペインとの平和条約 (vredestractaat) など、ヨーロッパで締結された合意も採録しなかったことである¹¹。

以上より、Corpusの副題に見られる分類は、Heeresによって、会社の合意が「相互的」か「一方的」か、「私法」の範疇に入るか、「ヨーロッパ」外で結ばれたか、といった観点から行われたことがわかる。すなわち、Heeresにとって「特権付与書」として第1に想起される文書は、ファルマーンであり、「一方的性格」を有する合意を意味した。彼はまた、「純粋に私法的性格を持つ契約」との違いを明示するため、「政治的契約」という範疇を考案した。さらに冒頭の「東洋」という言葉にも、「ヨーロッパ」を対象外とするという意味を込めていた。

ここで見逃せないのは、Heeresが上記の観点から合意文書の取捨選択も行ったことである。この事実は、アムステルダムCBやゼーラントCBには、Corpusには未収録の文書が含まれていることを意味するとともに、会社のCB作成者たちがまた違った観点から合意文書を参照し、編集を行っていた可能性を示唆する。この点をCorpus第1巻の主要典拠であるアムステルダムCB第1巻を対象に検証してみよう。

アムステルダムCB第1巻

アムステルダムCBは、現在オランダ国立文書館 (Nationaal Archief) 所蔵オランダ東インド

⁶ 前掲大東ほか『蘭領東インド外交文書集』(2) 11-13頁。

⁷ *Corpus diplomaticum*, 1:xxiv.

⁸ *Corpus diplomaticum*, 2:xx.

⁹ *Corpus diplomaticum*, 1:xv.

¹⁰ Ibid.

¹¹ Ibid.

会社文書に保存されている。全5巻からなり、それぞれ1596～1662年、1658～69年、1623～85年、1684～1701年、1701～42年の合意文書を取める¹²。

先述の通り、アムステルダムCBの成立事情に関する情報は非常に乏しい。原本がバタフィア総督府において作られ、その謄本ないし抄本を受領したアムステルダム支部がさらなる編集を行って、現在の形になったのではないかと推測されるが、作成の経緯や意図、編集方針などについては、依然として不明である。さらに同史料の成り立ちについて考えるためには、今後ジャカルタのインドネシア国立文書館（Arsip Nasional Republik Indonesia）において調査を実施し、バタフィアCBの所在を確認する必要がある。

以上の点に留意しつつ、会社の合意文書に対するアムステルダムCB第1巻作成者の視点を考察してみたい。まず、アムステルダムCB第1巻の概要を述べよう。アムステルダムCB第1巻は、縦40センチメートル、横25センチメートル、高さ10センチメートル程のやや重厚な冊子である。アムステルダムCBの他の巻に比して保存状態は良好であるが、Heeresによれば、装丁は一度新調されているという。今日の背表紙には「1596～1662年に、東インドの様々な君主（verschillende Indische Vorsten）と〔結ばれた〕条約（Tractaten）、彼らによって与えられた（verleent）ファルマーン（Firmans）、カウル（Caulls）第1番〔あるいは「第1巻」か〕と書かれている¹³。

第1巻の内容は、30頁の目次（register）と、780頁にわたり年代順に収録された合意文書の2つの部分からなる。合意文書の部分の冒頭には「気高き会社の契約集（Contract Boeck van de E[dele]. Compa[gnie].）」とあり、同巻が作成当時、実際に「契約集」と呼ばれていたことが確認できる¹⁴。Corpus同様、収録文書はオランダ語で記されており¹⁵、多様な名称が付されている。オランダ東インド会社期の頁をめくれば、「契約（contract）」「合意（akkoord）」「諸条項及び法令（artikelen ende ordonnantie）」といった具合である¹⁶。

目次において、収録文書は地域別、年代順に配列されている。本稿に掲載した表「アムステルダム「契約集」第1巻収録文書」に見られるように、会社の活動地域は32に区分され、「Amboyna ende onderhorige compt[oire]n.（アンボイナ及び付属商館）」からインド西海岸の「Wingurla（ヴェングルラ）及びGoa（ゴア）」まで、アルファベット順に並べられている。このように目次において収録文書を地域別に整理する方式は、Heeresには踏襲されず、Corpusではただ年代順に並べられている。

32の区分の中には、「イギリス人（Engelsen）」「マゼラン〔会社〕（Magelanes）」という合意主体によるものも含まれる。前者には、1649年11月21日、ロンドンで、イギリス東インド会社（Governor and Company of Merchants of London Trading into the East Indies, 1600–1709）と「他の貴族の投機家たち（andere Edelluyden avonturiers）」が結んだという「協定の諸条項

¹² Nationaal Archief, Den Haag, Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), nummer toegang 1.04.02, inventarisnummers 4777, 4779–4782. 大東ほか『蘭領東インド外交文書集』（2）11–12頁を参照。

¹³ *Corpus diplomaticum*, 1:xxii.

¹⁴ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, p. 1.

¹⁵ ただし、インドネシアのソロール諸島に由来する合意文書の中に、現地の言葉をローマ字で音写したと思われるものが1点含まれる。Ibid., pp. 168–69.

¹⁶ Ibid., pp. 9, 12, 15.

(Artijkulen van verdragh)」が収められている¹⁷。つまり、これはオランダ東インド会社が関与していない合意文書である。後者には、1603年10月5日、ハーグで、オランダ東インド会社が、Olivier van Noort (c. 1558-1627) 率いる通称「マゼラン会社 (Magelhaensche Compagnie, 1598-1635)」と結んだ「契約 (contract)」が配されている¹⁸。いずれの文書もCorpusには収録されていない。おそらく、ヨーロッパで締結された合意は収録しないというHeeresの編纂方針のためだろう。

また、「日本 (Japan)」という区分が設けられていないことにも注意したい。アムステルダムCB第1巻には日本に由来する合意文書は1点も存在しない¹⁹。

アムステルダムCB第1巻は、合計236点の合意文書を収録する。その内11点は、オランダ東インド会社に先立って結成され、後に会社に吸収された先駆諸会社 (voorcompagnieën) から伝来し、最も早いものは、1596年7月3日に「遠国会社 (Compagnie van Verre, 1594-98)」がジャワ島のバンテンで結んだ合意である²⁰。残りの225点はオランダ東インド会社期になって作成された文書で、1603年に同じくバンテンで結ばれた合意に始まり²¹、1662年にインド中央部、デカン高原を拠点とするゴルコンダ王によって与えられた「ファルマーン (Firman)」に終わる²²。

オランダ東インド会社期の文書数を10年ごとに見ると、最初の40年間は24から35点の間を推移するが、以後大きく増加し、1642～51年に60点、1652～62年に51点を記録する。Corpus第1巻は、1650年8月15日付のマラッカとの合意文書までを収録する²³。

地域別に見ると、南インドの東海岸「コロマンデル」が最多で、53点の文書を集める。次に「モルッカ諸島」の26点、そして「マラッカ」から14点、「アンボイナ及び付属商館」「セイロン」からそれぞれ13点と続く。南アジアと東南アジアから多くの文書を収録すること、その中でコロマンデルが重要な位置を占めることが確認できる。

ファルマーン・カウル・契約

合意文書に対するアムステルダムCB第1巻の作成者の視点について、まず確認すべきは、作

¹⁷ Ibid., pp. 535-40.

¹⁸ Ibid., pp. 9-12. 正式名称は「オリフィエ・ファン・ノールト艦長のマゼラン海峡会社 (Compagnie van den Kapiteyn-Generaal Olivier van Noort van de Strate Magellanica)」。マゼラン海峡経由で東インド貿易への参入を試み、オランダ東インド会社と激しく対立した。K. J. Ekama, "Courting Conflict: Managing Dutch East and West India Company Disputes in the Dutch Republic," (PhD diss., Leiden University, 2018), 71-80.

¹⁹ この点は、アムステルダムCBの残りの巻も、ゼーラントCBも同様である。オランダ東インド会社の合意締結活動における日本の位置については、なお多くの研究を要する。近年の成果には以下がある。A. Clulow, "The Art of Claiming: Possession and Resistance in Early Modern Asia," *The American Historical Review* 121, no. 1 (February 2016): 17-38; クレインス桂子「オランダ東インド会社のアジア進出と日本への視座」『総研大文化科学研究』第19号、2023年、144 (117)-119 (142) 頁。

²⁰ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, p. 1. 同文書はCorpus第1巻にも収載されている。*Corpus diplomaticum*, 1:5.

²¹ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, pp. 8-9.

²² Ibid., pp. 777-80.

²³ *Corpus diplomaticum*, 1:xxiii, 538-41.

成者が「ファルマーン」「カウル」「契約」という3種類の文書を網羅的に収集したと述べている点である。目次冒頭で、収録文書について次のような説明を行っている。

1596年より始まり1662年までの、すべてのファルマーン (firmans)、カウル (caulls)、そして特に、一方は、東洋 (Orienten) の様々な王 (coningen)、公 (princen)、支配者 (potentaten) によって、もう一方は、オランダ東インド会社 (Gener[ale]. Nederlandsche g'oc-troyeerde Oostindische Comp[agnie].) の派遣委員たち (gecomm[itteerden].) によって結ばれ、定められた契約 (contracten) を収録するこの本の目次²⁴

作成者がこれら3種類の文書に特別な関心を持ち、編集を行ったことがわかる。では、それは如何なる関心だったのか。

この点に関して上記の説明書きでさらに注目されるのは、作成者が、最後の「契約」に明確な説明を加えている点である。すなわち、「一方は」東洋の政治権力、「もう一方は」会社代表の双方で締結された、と述べている。ここからは、作成者が「契約」を現地政権と会社の2者間の取り決めを記した文書と定義していることが読み取れる。

では「ファルマーン」や「カウル」についてはどうか。最初に目に留まるのは、背表紙の文句「彼ら〔東インドの様々な君主〕によって与えられたファルマーン、カウル」である。もし現在の背表紙が元のを忠実に復元しているなら、作成者が「ファルマーン」と「カウル」をともに現地の支配者によって会社が付与された文書と認識していたと言える。なお、同様の文句はアムステルダムCBの他の巻にも確認できる。例えば、第2巻の背表紙には、「1658年から1669年にかけて、東インドの様々な王 (coningen) や君主 (vorsten) 等となされた条約 (Tractaten)、また (item) 彼らによって与えられた (verleent) ファルマーン (firmans)、カウル (cauls) など 第2番〔あるいは「第2巻」か〕」と書かれている²⁵。

次に注目すべきは、「ファルマーン」と「カウル」の多くがインドに由来することである。アムステルダムCB第1巻の目次において「ファルマーン」と呼ばれる文書は、合計19点存在し、「コロマンデル」から8点、「ヴェングラ及びゴア」から5点、インド東部「ベンガル」から4点、ミャンマー南西部、ベンガル湾に面する「アラカン」、インド西部の港市「スラト」からそれぞれ1点を集める。「カウル」は17点存在するが、「ベンガル」からの1点を除き、すべて「コロマンデル」から伝来したものである²⁶。アムステルダムCB第1巻の作成者が、インド、とりわけコロマンデル地方の支配者との関係を強く意識していたことがわかる。

また作成者は、「ファルマーン」と「カウル」に共通点を見出すだけでなく、同一視していた可能性もある。同史料には、作成者が「ファルマーン」と「カウル」の2語を互換的に使用している事例が存在する。すなわち、1629年12月11日にコロマンデルの港市マスリパトナムで作成された合意文書は、条文冒頭の表題では「ファルマーン」と呼ばれているが、目次では「カウル」として紹介されている²⁷。

以上の断片的な情報をまとめると、アムステルダムCB第1巻の作成者は、2つの対照的な性

²⁴ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, register.

²⁵ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4779, 背表紙.

²⁶ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, register.

²⁷ Ibid., register, p. 206.

格を持った文書を収集し、1つの冊子に編集したと言えるだろう。すなわち、合意の内容が現地政権と会社の2者間で決められたか、インド、特にコロマンデルの支配者によって「一方的」に定められたか、である。

その一方で1つの疑問が生じる。なぜ作成者は、自身が「契約」とは見なさない「ファルマーン」や「カウル」を収録しながら、同史料を「契約集」と名付けたのだろうか。「契約」が代表的な収録文書であったからそう呼んだだけなのか。それとも、「ファルマーン」や「カウル」を広義の「契約」と見なしていたのだろうか。この点の検討は今後の課題としたい。

最後に、Heeresの観点との関係について述べよう。HeeresとアムステルダムCB第1巻の作成者の観点には極めて類似する点がある。すなわち、両者とも合意が「相互的」に定められたか、という観点から合意文書を参照し、ファルマーンはそれに該当しないと考えた。Heeresはこの理解の仕方をアムステルダムCB第1巻から得たのではないだろうか。

他方、本稿では十分に触れられなかったが、Heeresは「私法」の範疇に含まれるか、「ヨーロッパ」外か、といった自身の観点も有していた。今後これらの点に分析を加えることで、Corpusだけでなく、アムステルダムCBの成り立ちを知る上でも有用な情報が得られるだろう。

翻訳史料について

以下、Corpus所収「バンダ1602年6月17日付文書」「アンボイナ1605年2月付文書」「セイロン1645年9月27日付文書」「ペルシア1717年7月11日～8月8日付文書」を紹介し、その全訳を掲載する。いずれもアムステルダムCBを典拠として採録されたものである。

最初の3点は、上記の分類で言えば「相互的」合意、「契約」に相当すると思われる。しかし、この3点の文書には相手方の名が記されていない。元々はあったが、CB作成の段階で抜け落ちたのか、なお検討の余地がある。また最初の2点については、実態としては、Heeresが「一方的」合意の1つとして挙げている「占有宣言」に限りなく近いものであった可能性も否定できない。これらの文書は、分類の難しさだけでなく、そもそも「合意」という認識が現地側にあったのか、という疑問も生じさせる。

最後の1点は、「ファルマーン」に分類されるものである。会社の合意文書において「ファルマーン」はしばしば「命令書 (bevelschrift)」と言い換えられる。最後の1点はその一例である。また同文書がペルシアから集められた点にも注意したい。ペルシア由来の合意文書の内「ファルマーン」と記されたものは、アムステルダム「契約集」第1巻には含まれていないが、第2巻以降には複数収められており、Corpusにも採録されている。

各文書は合意文書に特徴的な問題を扱う。すなわち、「先駆諸会社からの継承」「貿易独占の試み」「征服から地域支配への移行」「通商特権の獲得」である。

アムステルダムCD第1巻には先駆諸会社に由来する合意文書が含まれていることは、先に述べた通りである。先駆諸会社とオランダ東インド会社の間には、外交の観点から見れば、明白な連続性が見られる。「バンダ1602年6月17日付文書」はアムステルダム東インド会社 (Oost-Indische Compagnie te Amsterdam, 1600-2) がバンダ諸島のアイ島の住民と結んだ「合意 (Accoord)」である。

オランダ東インド会社は、先行するポルトガル・スペイン、後続するイギリスと激しく競合しながら、モルッカ諸島において香辛料の独占貿易を目指した。現地の有力者との合意締結はその

ための有効な手段として用いられた。「アンボイナ1605年2月付文書」は、会社が同地の住民と結んだ丁子の排他的取引に関する「合意 (Accoordt)」である。

17世紀、オランダ東インド会社は貿易活動を推進する一方、軍事力を積極的に活用し、台湾、東南アジア島嶼部、南インド、セイロンなどに面的支配を伴う拠点を獲得した。支配確立後、それらの地域において、会社は「支配者」として在地の有力者と「合意」を結んだが、その際扱われた重要な項目の1つに徴税がある。「セイロン1645年9月27日付文書」は、会社がセイロン島南端に位置する港市ビリハム（現ウェリガマ）の徴税業務を当地の有力者に委託する「契約 (Contract)」である。

他方、強力な王権が存在する地域においては、会社は通常支配者への「請願 (verzoeken)」を通して、商業活動を行う上で有用な権利の獲得及び保持を目指した。「ペルシア1717年7月11日～8月8日付文書」は、サファヴィー朝君主スルターン・フサイン（在位1694～1722年）が彼の「会計主管 (defroyeer-meester)」に与えたとされる「ペルシア語のファルマーンつまり勅令 (Persiaans ferman of koninglijk bevelschrift)」のオランダ語訳である。Heeresは発令日を「1717年7月～8月24日」とするが、本文にはヒジュラ暦1129年シャアバーン月（グレゴリオ暦1717年7月11日～8月8日）と記されている。同ファルマーンは、会社使節 (commissaris) 兼ペルシア長官 (directeur) ヨアン・ヨスア・ケテラール (Joan Josua Ketelaar) の請願を受け発行され、会社が王国内の業務に使用する現地の人々の安全を保証している。

〔付記〕本稿は、JSPS 科研費 20K22012（代表：大東敬典）、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究（海外史料領域）「モンスーン文書・イエズス会日本書翰・VOC 文書・EIC 文書の分野横断的研究」「本所所蔵在外日本関係史料の多角的利用のための翻訳研究」、JSPS 科研費 21H04355、鹿島学術振興財団研究助成「外交の世界史の構築—15～19世紀ユーラシアにおける交易と政権による保護・統制—」（以上、代表：松方冬子）による成果の一部である。

【 翻 訳 】

凡例

- ・『蘭領東インド外交文書集』では、通常オランダ語テキストの冒頭に編者による解説が付されており、それも訳出した。
- ・原注の訳出に加え、必要に応じて訳注を記し、その旨を明記した。
- ・適宜原語を挿入し、（ ）を付した。
- ・原文に（ ）がある場合は（ ）を付け、“ ”がある場合は「」を付した。
- ・文意を明確にするために翻訳者が挿入した字句には、〔 〕を付した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』は人名や書名などを簡略に記す傾向があるが、訳出に際しては適宜復元し、〔 〕で示した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』の頁数は〔 〕で示した。
- ・原史料に見られるオランダ人によるアラビア語・ペルシア語の音写については、それに対応する語を、Brill社刊行*Encyclopaedia of Islam Online, Third Edition*の規則に従いローマ字表記し、〔 〕で示した。

バンダ¹ 1602年6月17日²

「契約集 (Contractboek)」より³。この日付はこの契約 (contract) の別の写し (afschrift) で確認できる。〔その写しは、〕R. フラインによって編集された『祖国の歴史と考古学寄与』[R. Fruin, ed., *Bijdragen voor vaderlandsche geschiedenis en oudheidkunde*] の新シリーズ、第6巻、244頁以降〔245頁まで〕において、P. A. ティーレ (P. A. Tiele) によって公刊された⁴。

[p. 25]

アイ島 (Pouloay)⁵の人々と結んだ合意 (Accoord)

神の名において (In den name Godes)⁶

1.

オランダ人 (Hollanders) の提督 (admirael) であるウォルフエルト・ヘルマンスゾーン (Wolphert Hermanszoon) は、アイ島 (Poulo Aij) のウラト村 (campon van Ouratt)⁷の人々と以下のことを合意した。すなわち、オランダ人がそこに住み続けること、また彼らが誰かを馬鹿にしたり、何らかの罪を犯したりしなければ、自身の信仰の自由を保ち続けられること。なぜなら、神のみが信心の裁定者 (richter van 't gemoet) であるからである。

¹ 訳注：バンダ諸島は、インドネシア東部に位置し、ロンタール島（バンダブサル島）、バンダネイラ島、グヌンアピ島、アイ島、ルン島、ハッタ島（ロゼンアイン島、ボンカジ島）の他、いくつかの小島からなる。グヌン・アピ島以外ではニクズクの木が生育し、当時はバンダ諸島が世界で唯一のナツメグやメースの生産地であった。島民の多くは15世紀末までにはイスラム教を受容していたとされる。生田滋『大航海時代とモルッカ諸島—ポルトガル、スペイン、テルナテ王国と丁子貿易—』中央公論社、1998年、36-38頁。

また、バンダ諸島には王が存在せず、各集落はオランカヤ（原義は富裕者で、ここでは指導者的地位を意味する）によって統率され、彼らは交易時の交渉や各集落間の紛争時における調停役も果たした。また、後述のアンボイナでの契約（合意）の注にあるように、バンダ諸島においてもウリリマ (ulilima) とウリシファ (ulisiva) という二つの村落集団間の争いがあったとされる。W. A. Hanna, *Indonesian Banda: Colonialism and Its Aftermath in the Nutmeg Islands* (Philadelphia: Institute for the Study of Human Issues, 1978); M. J. van Ittersum, "Debating Natural Law in the Banda Islands: A Case Study in Anglo-Dutch Imperial Competition in the East Indies, 1609-1621," *History of European Ideas* 42, no. 4 (March 2016): 460, <https://doi.org/10.1080/01916599.2015.1101216>.

² 訳注：Corpus diplomaticum 1:doc. 11, 25-26.

³ 訳注：NL-HaNa, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, pp. 7-8.

⁴ 訳注：『祖国の歴史と考古学寄与』は、1837年から1944年にかけてオランダで公刊された学術雑誌。ここで言及されている契約の写しは、1870年刊行の新シリーズ、第6巻に収録されたティエールの論考「ウォルフエルト・ハルメンス指揮下の東インドへの航海（1601～1603年）(De Scheepstocht naar Oost-Indie onder Wolfert Harmensz. (1601-1603))」(217-48頁)において、付録資料の一つとして掲載されている。

⁵ 訳注：Pouloは、マレー語で島を意味するブラウ (Pulau)。

⁶ 訳注：以下の条文における「我々」は、「アイ島のウラト村の人々」を指すと解釈した。従って、ここでの「神」はイスラム教の神アッラーを示していると考ええる。（以下同様）

⁷ 西海岸に〔位置する〕？ ファレンタイン [F. Valentijn, *Oud en Nieuw Oost-Indiën* (Dordrecht-Amsterdam, 1724-26)] の第3巻の下 (Ⅲ, b)、「バンダ」〔の項目の〕30頁を参照。

2.

次に、ポルトガル人 (Portuguesen)、ジャワ人 (Javanen)、あるいはその他の人々 (andere natie) がここバンダに住むオランダ人を苦しめることがあれば、我々、以下に署名する者は (wij ondergeschreven)⁸、オランダ人を、あたかも我ら自身の妻や子供であるかのように保護 [し]、守る (bekeerden)⁹。

[p. 26]

3.

第3に、もし我らの地バンダを犯し、害をなそうとする者がいれば、オランダ人は昼夜を問わず、可能な限り我らを助けることを約束する。しかし、バンダの人々が現地で相争う場合は、停戦を仲裁するため (vrede te maeken) でなければ、オランダ人はそれに干渉することはできない。

4.

さらに以下のことが定められた。すなわち、カピテイン (Capⁿ)¹⁰に対し著しく反抗し、処罰を恐れて我らのもとに逃亡し、ムスリム (Moors)¹¹になることを望むオランダ人がいた場合、我々には彼らにそうさせる (hun daarmede te doen (?))¹²権限はないが、当人をカピテインに引き渡す義務はあり、彼 [カピテイン] はその者を好きなように罰することができる。また、カピテインに対して悪事 (misdaen) を犯すことなく、自由意志で我らのもとに来る者やムスリムになりたい者がいた場合、我々には、カピテインの承知の上で、そうさせる権限がある。同じくカピテインも、キリスト教徒 (Christenen) になることを望むバンダ人 (Bandaneesen) をキリスト教徒にすることができる。さらに我々、上述のウラト村は、以下のことを約束する。すなわち、我々は、我々の [所有する] すべてのナツメグ (nooten) とメース (foejllie) を彼ら [オランダ人]¹³に販売し、他の誰にも [売ること] なく、対価として、銀貨 (r^a)¹⁴であれ、武器であ

8 訳注：本条文の最後には、オランダ側の署名はあるが、「我々」に当たるウラト村側の署名は欠落している。

9 [正しくは]「管理する (beheeren)」であろう。(ファン・デル・シャイスの『バンダ諸島に対するオランダ支配の確立』[J. A. van der Chijs, *De vestiging van het Nederlandsche gezag over Banda-eilanden* (1599-1621)] 171頁を参照)あるいは「守る (bewaren)」か。(上記のフラインの『寄与』244頁を参照)

訳注：ここではフラインの『寄与』に依拠し「守る」とする。

10 すなわち、[オランダ人] 自身の長に対して。

11 訳注：Moorは、「モール人」や「ムーア人」と日本語表記されることがある。Moorは先行研究で、西南アジアのムスリム（特にバタフィアでの用例において）、またはインド系ムスリムなどと解される他、アジア系ポルトガル人も含まれるとする意見もある。詳細は以下を参照。M. van Rossum, *Werkers van de wereld: globalisering, arbeid en interculturele ontmoetingen tussen Aziatische en Europese zeelieden in dienst van de VOC, 1600-1800* (Hilversum: Verloren, 2014)；島田竜登「近世バタヴィアのモール人」守川知子編著『移動と交流の近世アジア史』北海道大学出版会、2016年、249-74頁。

Moorの意味は、場所、時代、文脈によると考えられるが、ここでは文脈からムスリムの訳語を当てた。

12 訳注：「(?)」は編者による挿入。

13 訳注：前述のティーレの付録資料には、「オランダ人 (Hollanders)」と記されている。ティーレ「東インドへの航海」245頁。

14 訳注：銀貨を意味するropia (ルピア) か。なお同箇所は、ティーレの付録資料では「kraelen」と

れ、織物 (kleedjes)、米、サゴヤシ¹⁵、その他の商品であれ、我々が好むものを〔得る〕こと。これら上記の条項 (artijckelen) を、我々はすべて揺るぎなく守ることを約束する。真に (Waerachtigh)¹⁶神は我らを助けたもう。

ウォルフエルト・ヘルマンスゾーン提督によって以下に署名された。

アンボイナ 1605年2月¹⁷

「契約集」より¹⁸。

[p. 31]

1605年1月25日、ステーフエン・ファン・デル・ハーヘン (Steven van der Hagen) は、アンボン島 (het eiland Ambon) の住民がポルトガル人 (Portugeezen) に対抗するのを支援するため、バンテン (Bantam) を離れた。我々〔オランダ人〕の守備隊が〔同島から〕撤収すると、彼ら〔ポルトガル人〕が、オランダ船を歓迎したことを理由に、現地の人々に報復を行った〔からである〕。2月21日、我々の艦隊が同島付近に到着し、続く23日、〔ポルトガル人は〕抵抗することなく、ファン・デル・ハーヘンとの協定 (verdrag) により、レイ・ティモール (Lei-Timor)¹⁹のポルトガル要塞を引き渡した。この重要な出来事の後、彼はある契約 (contract) をヒトゥ (Hitoe)²⁰と締結した。(P. A. ティーレ『マレー諸島におけるヨーロッパ人』[P. A. Tiele, *De Europeërs in den Maleischen Archipel*] 第6巻、86-89頁〔第2巻、226頁の誤り〕参照)

ヒトゥのカピテイン (capiteijn) 並びに首長たち (hoofden) と、ステーフエン・ファン・デル・ハーヘン提督の合意 (Accoordt)

1605年2月

神の助けを得て (met de hulpe Godes)、オランダ人 (Hollanders) とステーフエン・ファン・デル・ハーヘン提督並びに彼の艦隊の委員会 (raedt van de schepen) が、我々、すなわちカピテイン・ヒトゥ (capn Hitoe) 並びに、ヒトゥ及びその周辺にあるすべての町の首長²¹と住

っており、珊瑚 (koraal) ないしビーズ (kraal) を指しているのかもしれない。ティーレ「東インドへの航海」245頁。

¹⁵ 訳注：サゴヤシの幹内から食用のデンプンがとれる。

¹⁶ 先に触れたファン・デル・シャイス〔『バンダ諸島に対するオランダ支配の確立』〕の171頁では「まったく真に (soo waerachtich)」、ティーレ〔の付録資料中〕の245頁では「本当に (waerlijk)」。

¹⁷ 訳注：Corpus diplomaticum, l:doc. 14, 31-33.

¹⁸ 訳注：NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, pp. 13-15.

¹⁹ 訳注：レイ・ティモールはアンボン島南部を指す。

²⁰ 訳注：ヒトゥはアンボン島北部を指す。

²¹ 当時のヒトゥは、いわゆる〔蘭〕カピテイン (kapitein) (〔葡〕カピタン (capitão))・ヒトゥが、「ヒトゥの地の4人の首長 (オランカヤ・アンパト (Orangkaja ampat) [orang kaya umpat]) と一緒に」統治していた。同称号〔カピテイン〕はポルトガル語〔に由来するもの〕だが、このアンボン北部に対するポルトガル人の支配とは無関係である。

おそらく、ここで言うカピテイン・ヒトゥは、元々4人の首長と言われている者たちとともに、オ

民を、我々の敵ポルトガル人の手から解放した。[p. 32] しかもそれだけでなく、オランダ人は我々の土地や町のすべてを我々に返し、所有させてくれさえしたのだ。そうした恩寵 (wel-daet) のために、我々カピテイン・ヒトゥ並びに、ヒトゥ及び周辺の町の全首長は、オランダ連邦議会 (Staten Generaell van de Vereenigde Nederlanden)、[オラニエ] 公殿下 (zijn Princelijcke Ex^{tie})、アンボイナ長官 (Gouvern^r van Amboyna) に対し、我々が生きている限り、恩義を感じ忠誠を尽くすことを約束し誓約する。

第1条

はじめに、こうしたことから、我々首長は全員一致して、[アンボイナ] 長官もしくは要塞²² に対し、水上であっても陸上であっても、何かを企てようとするすべての敵に対して、彼を援助することを宣誓する。

第2条

同様に、我々上述の者は、長官の事前の承認がなければ、オランダ人以外の誰にも丁子 (nagelen) を販売しないことを宣誓する²³。

第3条

次に、すべての者は、神がその心を導くように、また神がその者にとって至福の存在であることを意味するように、自身の信仰の下で生きなければならない。反対に、誰も[そのことで]他の者を悩ませたり苦しめたりしてはならない。

第4条

また、もしオランダ人がヒトゥもしくはその地区 (quartieren) に逃亡することがあれば、我々は長官の要請に従い同人を引き渡すことを誓約する。また[反対に]、ヒトゥから城

ランダ人がアンボンにやって来た時ヒトゥを支配していたラジャ (radja) の一種の摂政 (rijksbestuurder) を務めていた。(ティーレ [編] 『マレー諸島におけるオランダ人の歴史に関する資料』 [P. A. Tiele, ed., *Bouwstoffen voor de geschiedenis der Nederlanders in den Maleischen Archipel*] 第1巻、III頁参照)

しかし[別の史料によれば]、このカピテイン・ヒトゥは、ヒトゥに対する名目上の支配権 (rechten) を主張する立場にあったテルナテのスルタン (Sultan van Ternate) の代理を務めていた。(ティーレ 『マレー諸島におけるヨーロッパ人』 第6巻、6、7、33頁、ヘーレス [編] [J. E. Heeres] 『マレー諸島におけるオランダ人の歴史に関する資料』 第3巻、205、206-9、235頁)

しかしながら、こうした[テルナテのスルタンの] 権利は、ポルトガル人が1602年にヒトゥを再征服して以来、すべての有効性を失った。(ティーレ 『マレー諸島におけるヨーロッパ人』 第6巻、60頁。さらに[本書] 6番の契約 (contract) を参照(そこでは、カピテインの他に、1名の「統治者 (gouverneur)」が言及されている)。また私の寄稿論文「アンボン1647年」(この[本書が掲載されている] 『蘭領東インド言語地理民族学寄与』 第47号、517-39頁) を参照)

それにもかかわらず、ヒトゥのラジャは、17世紀に急速にこの支配の体系から消えてしまったと見て間違いない。(例えば、ティーレ [編] 『マレー諸島におけるオランダ人の歴史に関する資料』 第1巻、202頁。この『蘭領東インド言語地理民族学寄与』 第3号、94、105頁などを参照)

²² レイ・ティモールのフィクトリア (Victoria) 城 (当時の名称)。

²³ この[貿易] 独占条項をティーレは見落としているが、アンボン諸島 (Ambon-eilanden) と我々の関係の歴史において、極めて重要性が高い。

(Cassteell)²⁴に逃亡する者があれば、長官はヒトゥ側へ引き渡す義務を負わなければならない。

[p. 33]

第5条

もしくは、もしオランダ人が何らかの戦闘行為をしていて、あるいは不適切なこと (onbehoorlijkheijt) を行っていて、〔アンボン〕住民の住居に押し入った場合、長官はそれに対して罰を与えなければならない。また〔そのような違法行為が行われた場合〕住民は、丁子を城へ運ぶ義務を負う必要はない。

第6条

もしくは、長官が何らかの用件 (saeken)²⁵で我々を招集させた〔場合には〕、オリシファ (Olisiva) の者はオレイリマ (Olijilima)²⁶の者を支援し、同様にオレイリマ (Olijlijma) の者はオリシファの者を〔支援し〕なければならない。

以上の〔ヒトゥのカピテインたちの〕誓約に対して (Over welcke belofften)、〔アンボイナ〕長官である私は、連邦議会諸氏 (Heeren Staten Generael der Vereenigde Provincien) 及び〔オラニエ〕公殿下の名において、カピテイン・ヒトゥ並びに他のすべての〔首長〕等 (alle etc^a) に対し、以下のことを約束する。それに関して (Hier omtrent) 〔本文以下欠落〕²⁷、結び (het slott)²⁸。

セイロン 1645年9月27日²⁹

「契約集」より³⁰。

[p. 458]

オランダ東インド会社 (O. I. C.) が、インドのポルトガル当局 (Portugeesche autoriteiten) との諸協定 (verdragen) の結果 (先の429、441頁)、セイロンに獲得した諸地域の中には、ガ

²⁴ フィクトリア〔城〕。

²⁵ 別の説明 (つまり1609年におけるこの契約の更新、〔本書〕29番文書) では、「仕事 (wercken)」。

²⁶ ウリリマ (Oelilima) とウリシファ (Oelisiva) は、〔アンボンにおいて〕敵対する集団の名称。アンボン諸島 (Ambongroep) の住民は古くからそれら〔2集団〕に分かれていた。パンダの住民も同様である。(〔本書〕前掲24頁、ティーレ〔編〕『マレー諸島におけるオランダ人の歴史に関する資料』第1巻、2、205頁などを参照。これらの名称の意味については、ヴィルケン、プレイテ『蘭領東インドに関する比較民族学要覧』[G. A. Wilken and C. M. Pleyte, *Handleiding voor de vergelijkende volkenkunde van Nederlandsch-Indië*] 347頁参照)

²⁷ 欠落？

訳注：編者に従う。

²⁸ 結びの部分は、この契約の1609年8月9日付更新版から補うことができる。(後掲29番文書を参照) つまりそこには、「また、その地域のすべての首長と臣民を、我々自身の国民 (natie) であるかのよう、に、彼らのすべての敵に対して助け支援すること〔を約束する〕」と記されているに違いない。

²⁹ 訳注：Corpus diplomaticum, 1:doc. 192, 458-60.

³⁰ 訳注：NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr., 405-7.

レ (Point de Galle)³¹とマータラ (Matara)³²の間のビリハム (Biligam) (ウェリガマ (Weligama)) も含まれていた。ポルトガル人 (Lusitanen) の例に倣い、我々のセイロン長官 (gouverneur) はその地の管理と収入を請負に出した (『バタフィア城日誌1644~1645年』 286、307、310頁参照³³)。

ビリハムの大港³⁴に関する委託契約 (Contract van de verpagtingh der groote poorte Biligam)。1645年9月27日。

〔この契約書の〕最後に署名した私³⁵は、[p. 459] これによってヨアン・テイセン (Joan Thijssen)³⁶〔セイロン〕長官閣下からビリハムの港ないし村 (de port offte 't dorp Billigam) を1年間、以下の条件 (conditien) 及び前提 (voorwaerden) で借り入れ、貸借したことを認める。すなわち、

第1に、上記の港に属するものすべてについて、古い慣行 (cosstuijme) に従い、ポルトガル時代にそうであったように、私に、長にして首長 (capiteijn en opperhooft) として支配を行うことが承認され許可されなければならない。さらには、住民たちが通常差し出している収穫物 (vrughten) を彼らに要求すること、また私の利益として収益を得ることも認められなければならない。ただし、先に言及された、〔私が〕前記の場所を所有する (besitte) 期間〔1年間〕において、会社に、1枚48スタイフェルの8レアル貨 (R^a v. 8^{ten}) を計800枚、2期に分けて支払わなければならない。すなわち1回目〔の支払い〕は、〔私が〕前記のビリハムを手にするようになる来たる11月1日から3か月後、2回目の支払いはその〔1回目の〕供出が行われた日から6か月後に行わなければならない。〔私は〕さらに、以下のことを言明する。前記の港で取引され内外に運ばれる品物もしくは商品に関する (dat)³⁷税 (geregtigheden) に対して、〔私は〕如何なる権利 (pretentie) も持たず、それはすべて、先の時代にポルトガル国王 (cok van Portugaell) に属したように、今後は会社に属さなければならない。さらなる約束として (onder vordere verbintenis)、以下に続く項目 (poincte) も守られ、履行され (naergecomen) なければならない。すなわち、

ガレ要塞 (fortresse Gale) のために、どれだけ長期になろうとも、会社の職務で人夫 (coeli-

31 訳注：ガレはセイロン島南西に位置する。

32 訳注：マータラはセイロン島南端に位置する。

33 訳注：『バタフィア城日誌』の書誌データは以下の通り。J. A. van der Chijs et al., eds., *Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlandts-India*, 31 vols. (Batavia and The Hague: 1887-1931) .

34 一般的な〔オランダ語の〕語義ではなく、ポルトガル語のporto、つまり「港、港市」の意味である。ウェリガマ湾 (baai van Weligama) は、ファレンタインのセイロン地図における「ローデ・バーイ (Roode Baai)」のことである (ファレンタイン、セイロン、33頁参照)。

35 この請負人の名前は、この文書では言及されていない。

36 訳注：1640~46年、セイロン長官を務める。当時の中心拠点ガレ。

37 ~に関する (Der) ?

訳注：編者に従う。

js)が必要となった際は、〔私は〕少しも口答えすること (treplije)³⁸なく、彼らを届け出なければならない。その場合、デッサーフエ (dessave)³⁹が彼らに課することになる職務のために、〔それらの人夫は〕解放されなければならない。

第2に、〔会社が〕土地のやり方に従い労働報酬 (arbeijtsloon)を支払うことを条件に、〔私は〕それぞれ〔 〕⁴⁰フィートの幅と長さの石灰焼窯 (calckovens)を3基、毎年会社のために建て、整え、さらには火を入れる義務を負い続けなければならない。

〔私は〕すべての木製品、すなわち板材 (planken)、梁材 (swallpen)、その類のもの、また前記の港で捕獲される魚 (visch)も、〔セイロン〕長官が彼ら〔会社〕のためにそれを望むなら、事前に然るべき支払い (volldoeningh)を受けることを条件に、会社に提供しなければならない。[p. 460] 〔オランダ人の〕故人 (overleden)のマラレ (Morales)ないし税 (gerechtigheden)⁴¹もまた、古い慣習 (usancie)に従って会社のもとにあり続けなければならない。

さらに〔私は〕、何らかの新しい税 (cosstuijmen)を導入したり、以前にまったく習慣 (gebruick)がなかったもの ('t eenige)⁴²を住民に請求したりしてはならない。

同様に、長官がビリハムにやって来る時はいつでも、〔私は〕同地の住民が、土地のやり方で彼に然るべき敬意 (homasie)を払うように〔取り計らわ〕なければならない。

本文書において、当地の慣行に関して、何か当事者に不利益になることを明記することが失念されていた場合、不当な扱いを受けた者は、そのことを申し出る権利を持ち、前記の村落の受け渡しが行われた日から2ヶ月以内に修正を求めなければならない。

1645年9月27日、ガレ市にて、プレジデント⁴³ニコラース・オーフェルスヒー閣下 (E. president Nicolaes Overschie)並びに書記ヨアンネス・クローン (Joannes Croon, Secretaris)の同席のもと、このように定められ、契約された。

ペルシア 1717年7月11日～8月8日⁴⁴

「契約集」より⁴⁵。また「東インドよりの到来文書集 (overgecomen brieven) 1719年」第15巻、ペルシアの部の147～149葉にも⁴⁶。

³⁸ 口答え (Replije) か？

訳注：編者に従う。

³⁹ 地域の知事、地区の統治者 (bestuurhoofd) (『ホブソン・ジョブソン』246頁、「dissave」の項目を参照)。

⁴⁰ 空白。

⁴¹ ファレンタイン、セイロン、10頁参照。

訳注：上掲書によると、マラレ (Marale) は、故人が生前有した土地のために、その領主が徴収する税 (Gerechtigheid)。

⁴² 「～のもの ('t geene)」の誤記。

訳注：編者に従う。

⁴³ 訳注：オランダ東インド会社の職階の一つ。

⁴⁴ 訳注：Corpus diplomaticum, 4.doc. no. 721, 494-95.

⁴⁵ 訳注：NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4782, Book B, pp. 134-36.

⁴⁶ 訳注：「東インドよりの到着文書集」〔Overgekomen Brieven en Papieren uit Indië〕、通称OBあるいはOBP24所収。NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1913, Perzië, pp. 147-49.

[p. 494]

先行する文書〔720番文書〕の導入部〔説明書き〕を参照⁴⁷。

現ペルシア国王陛下シャー・スルターン・フセイン (Sijn presente Persische Mayesteyd, Sja Sulthan Hossen [Shāh Sultān Ḥusayn]) によってオランダ東インド会社 (Nederlantse Comp^{ie}) に付与され、1717年7月に受領されたペルシア語のファルマーンつまり勅令 (Persiaans ferman of koninglijk bevelschrift) の翻訳

世界が従わなければならない命令 (Bevel) は以下の通りである。すなわち、崇高さの拠り所 (toevlugt) にして、メシアの民〔キリスト教徒〕の主要な者たち (de voornaamste des Mesias-volck) にあって偉大な人物 (grootte) である、オランダ東インド会社 (Hollandsche Comp^{ie}) の遣使 (affgesondene commissaris) 兼長官 (directeur) ヨアン・ヨスア・ケテラールが、ここ世界の拠り所の戸口に現れ、以下のように請願した (versoght heeft)。すなわち、オランダ東インド会社の使用人たち (bediendens) は王の客人 (gastvrunden) と見なされるので、王の会計主管 (defroyeer-meester) に次のように命じていただきたい。誰も会社の使用人や他の従属者に対して、〔その者が〕ムスリム (Mooren) であれ、アルメニア人 (Armeenders) であれ、バニヤ (Benjaanen) であれ、いささかの苦痛も不正も与えることがないように取り計らうように、さらにすべての知事 (gouverneurs)、行政者 (regenten)、また〔その〕家来たち (bediendens) も彼らを害したり、悩ませたりしてはならない、と。

そこで、このオランダの要人の誠実さや正直さが朕 (ons) には明らかだったので、朕は以下のように命じた。すなわち、王の会計主管は、オランダ東インド会社の使用人たちの請願に応じ、あらゆる点で彼らの助けとなり、支援してみせるように。また、誰にも彼らのもて来て不正や妨害を行うことを許してはならない。さらに、前述の会計主管は、誰にもこの点について反対する時間を許してはならず、命じられたことを心得なければならない。

キリスト生誕後1717年7月に当たる、〔ヒジュラ暦〕1129年賛美されしシャアバーン月 (maand Sjaboen il Moasem [Sha' bān al-Mu'azzam]) に書かれた。

注意⁴⁸

[p. 495] 会社の通訳 (tolck) エリアス・サーヒド (Elias Sahid)⁴⁹の翻訳によって、ペルシア語からオランダ語 (Nederduytsse taele) に訳され、私トビアス・ゼーボット (Tobias Zeebot) によって署名された。

〔その〕下に：同意された。署名：委員会書記 (secretaris der commissie) ヤン・ファン・ディンテル (Jⁿ van Dinter)

⁴⁷ 訳注：Corpus diplomaticum, 4:doc. no. 720, 492-93.

⁴⁸ 以下、先の493頁と同じように続く。ここではそれを省略する。

訳注：493頁の該当箇所には、勅令上部に押印された王の印章、裏側に書かれた語句及び王朝の宰相の印、原本の作成者・署名者などに関する情報が書かれている。Ibid., 493.

⁴⁹ 訳注：オランダ東インド会社のイスファハーン商館付アルメニア人通訳。

表：アムステルダム「契約集」第1巻収録文書

地域区分	先駆諸会社	1602年～	1612年～	1622年～	1632年～	1642年～	1652～62年	計
アンボyna及び付属商館Amboyna ende onderhorige compt [oire] n.	2	4	0	2	2	2	1	13
アチエ Achim	2	1	0	0	0	0	2	5
アラカンArracan	0	0	0	0	0	1 (1)	2	3 (1)
バンテンBantam	1	2	0	0	0	0	1	4
ジャカトラ島のバタフィアBatavia op 't Eylandt Jaccatra	0	0	9	0	0	0	0	9
ブトゥンBoutan	0	0	2	0	0	0	0	2
バンドBanda	4	3	3	0	0	2	0	12
ベンガルBengale	0	0	0	1 (1)	5 (3)	1 (1)	0	7 (5)
バスラBassura	0	0	0	0	0	2	0	2
コロマンデルCormandell	0	4 (2)	5 (1)	14 (9)	5 (1)	16 (8)	9 (3)	53 (24)
カンボジアCombodia	0	0	0	0	2	0	1	3
イギリス人Engelsen	0	0	0	0	0	1	0	1
フォルモサFormosa	0	0	0	3	1	2	3	9
ジャンビJambij	0	0	2	1	0	1	1	5
マタラムMattaram	0	0	0	0	0	1	0	1
マカッサルMaccassar	0	0	0	0	1	0	4	5
マラッカMalacca	0	2	0	0	1	10	1	14
モルッカ諸島Moluccos	1	6	5	9	0	2	3	26
マゼラン会社Magelanes	0	1	0	0	0	0	0	1
モカMogha	0	0	1	0	0	0	0	1
マルタプーラMartapoura	0	0	0	1	0	0	2	3
マラバールMallaabare	0	2	0	0	0	2	4	8
マダガスカルMadagascar	0	0	0	0	0	1	0	1
ペルシアPersia	0	0	0	3	0	0	3	6
パレンバンPalimbangh	0	0	0	0	1	1	1	3
クイナムQuinam	0	0	0	0	0	1	0	1
ソロールSolor及びティモールTi- jmor	0	0	2	1	0	3	2	8
シャムSijam及びパタニ Pattanij	1	0	1	0	0	0	0	2
セイロンSeylon	0	0	0	0	1	6	6	13
スラトSuratta	0	0	0	0	1 (1)	1	0	2 (1)
スマトラ西海岸Westcust	0	0	0	0	0	1	0	1
ヴェングルラWingurla及びゴアGoa	0	0	0	0	4 (1)	3 (1)	5 (3)	12 (5)
計	11	25 (2)	30 (1)	35 (10)	24 (6)	60 (11)	51 (6)	236 (36)

出典：Nationaal Archief, Den Haag, Verenigde Oostindische Compagnie, nummer toegang 1.04.02, inventarisnummers 4777, register.

注記：（ ）内は「ファルマーン」ないし「カウル」と呼ばれる文書数